

国立大学法人島根大学と浜田市との包括的連携に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、国立大学法人島根大学（以下「島根大学」という。）と浜田市が包括的な連携のもと、まちづくり、産業振興、地域医療、保健、福祉、教育、文化、国際交流等の分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

(連携・協力)

第2条 島根大学と浜田市は、次の事項について連携・協力する。

- (1) まちづくりに関する事項
- (2) 水産業を中心とした産業振興に関する事項
- (3) 人材育成に関する事項
- (4) 地域医療の充実に関する事項
- (5) 保健・福祉の推進に関する事項
- (6) 教育・文化の振興に関する事項
- (7) 国際交流の推進に関する事項
- (8) その他両者が必要と認める事項

(協議)

第3条 この協定の実施に関し、連携・協力の細目等の具体的な事項については、両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、島根大学と浜田市のいずれからも改定の申し入れがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

2 島根大学と浜田市は、この協定の有効期間中であっても、双方協議してこの協定書を改定することができる。

この協定締結の証として本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年2月5日

国立大学法人島根大学
島根大学長

浜田市
浜田市長

小林祥泰 

久保田章市 